

## 任意継続被保険者の保険料算定方法の変更 について

任意継続被保険者の保険料算定方法について、健康保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により、当健康保険組合の規約の改正を行い、以下の通り変更いたしましたのでお知らせいたします。

### ● 任意継続被保険者の保険料の算定方法

#### 【変更前】

資格喪失時の標準報酬月額と、前年の9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額（現行38万円）を比較し、いずれか低い標準報酬月額を適用する。

#### 【変更後】

**資格喪失時の標準報酬月額を適用する。**

### ● 適用日 令和4年4月1日

※令和4年3月31日までに任意継続被保険者となった方は変更前の算定方法となり、任意継続被保険者の資格を喪失するまで変更はありません。